

物件概要

資料1-3

R7.9.1 作成

物件番号	R7-01	従来の用途	旧茂志利地区農業活性化センター及びその敷地				
所在地	士別市朝日町茂志利						
土地	地番	登記地目	現況地目	地積(m ²)			
	① 4715番1	宅地	宅地	10,280.47			
建物	家屋番号	所在	建築年	構造 床面積(m ²)			
	① 4715番1	4715番地1	平成10年	集会所 木造合金メッキ鋼板葺平屋建 296.46			
最低売却価格		993,000 円 ※建物に係る消費税及び地方消費税の額51,000円を含む。					
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本物件は、旧茂志利地区農業活性化センター及びその敷地を一括して売却するものです。 ・当該敷地内のすべての建物及び附属設備等(東屋、物置、外灯、バックネット、整地ローラー)を含みます。 ・本物件は、すべて現状有姿での売り払いとなるので、事前に現地を確認するようお願いします。また、物件概要と現状に差異が生じている場合は現状を優先とし、契約締結後における物件引き渡しも現状有姿で行います。 ・当該敷地内のすべての建物及び附属設備等の修繕や解体等を行う場合は、買主の自己負担で行ってください。 ・建物の設備(暖房機等)は動作確認を行っておらず、現状有姿での売り払いとなります。 ・建物及び外灯は現在、通電していません。使用する場合は買主の自己負担で電気工事等を行ってください。 ・本物件に係る土壤調査や地下埋設物調査、通電調査は行っていません。 ・当該敷地内の地下に埋設物等があった場合は買主の自己負担で撤去や処分を行ってください。 ・建物はこれまでにアスベスト調査等は実施しておらず、解体の際にアスベスト調査等が必要になる場合があります。 ・上水道未整備地域のため、水道を使用するためには当該地区の水道利用組合が所有及び管理する水道施設(地下水)を利用しなければなりません。 ・水道施設(地下水)を利用するためには、水道利用組合への加入、組合負担金等の支払いを行わなければなりません。また、水道利用組合員は施設(取水施設、導水管、配水池等)の維持管理を他の組合員と一緒にに行わなければなりません。 ・地下水のため飲用水として利用することが困難であり、飲用水は買主の自己負担で用意していただく必要があります。 ・下水道未整備地域のため、施設内に単独処理浄化槽が埋設されています。使用する場合は士別市等への届出や浄化槽法で定める水質検査や保守点検、清掃等を行わなければなりません。 ・最低売却価格は、土地及び建物、附属設備等の合計額であり、その算定にあたっては、設備の劣化や損傷を考慮しています(解体条件付きではありません)。 ・当該敷地北東側の隣接地(士別市朝日町茂志利4715番5、所有者:士別市)は、電気通信事業法に基づく電気通信事業の用に供する施設(携帯電話通信用アンテナ)の設置敷地として携帯電話事業者に土地の一部を貸し付けています。隣接地への車両出入りには当該敷地を通行しなければならないことから、買主は当該敷地の通行を承諾しなければならないものとし、また、通行に係る費用負担等を売主や携帯電話事業者に求めないものとする。 						
接面道路と敷地の関係	北側 北海道道101号下川愛別線 幅員7m						
法令に基づく制限	都市計画区域	区域外	用途地域	無			
	建ぺい率	無	防火地域	無			
	容積率	無	その他の制限	無			
供給処理施設の状況	上水道	無					
	下水道	無					
	都市ガス	無					